

大通達甲（少年）第2号  
平成13年3月21日

|      |    |
|------|----|
| 簿冊名  | 例規 |
| 保存期間 | 常用 |

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

少年補導員運営要綱の制定について（依命通達）

少年補導員の活動の強化を図り、街頭活動等少年非行防止対策の実効を期するために、別添のとおり「少年補導員運営要綱」を定め、平成13年4月1日から実施することとしたので、その趣旨を踏まえ効果的な少年補導員の運用に努めてください。

（少年課少年係）

## 別添

### 少年補導員運営要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、少年補導員の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定数

少年補導員の定数は、843人とし、警察署ごとの定数は別に定めるものとする。

#### 第3 委嘱

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、少年補導員を委嘱するものとする。
  - (1) 人格及び識見が卓越し、社会的信望を有すること。
  - (2) 地域の実情に精通し、少年の非行防止に関する熱意及び行動力を有すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止及び健全育成に関し、適任であること。
- 2 署長は、少年補導員を委嘱したときは、少年補導員名簿（第1号様式）に必要事項を記載して、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、報告するものとする。
- 3 署長は、委嘱した少年補導員に対し、委嘱状（第2号様式）、少年補導員身分証明書（第3号様式）、少年補導員身分証明書入れ（第4号様式）及びえり章（第5号様式）を交付するものとする。

#### 第4 任期

- 1 少年補導員の任期は2年とし、起算日を4月1日とする。ただし、少年補導員に欠員を生じたときは、速やかに前記第3の手続を経て、その後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 少年補導員は、再委嘱することができるものとする。

#### 第5 任務

少年補導員は、警察署と緊密な連携を図りながら次の各号に定める活動を行うものとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 非行少年の発見、補導及び犯罪等被害少年の発見、支援に関すること。
- (3) 少年に有害な環境の浄化に関すること。
- (4) 地域における少年の非行防止の啓発に関すること。
- (5) その他少年の非行防止及び健全育成に必要なと認める事項に関すること。

#### 第6 解嘱

- 1 署長は、少年補導員から退任の申出があった場合、少年補導員が他の警察署の管轄区域内に転出した場合又は第3の1に規定する適格性を欠くに至った場合は、任期中にかかわらず解嘱することができる。
- 2 署長は、少年補導員を解嘱したときは、少年補導員身分証明書、少年補導員身分証明書入れ及びえり章を返納させるものとする。

#### 第7 委任

この要綱に定めるもののほか、少年補導員の活動に関し必要な事項は、生活安全部少年課長が定める。

#### 附 則

この要綱の施行の日の前日において、平成12年4月1日以降に委嘱した少年補導員である者の任期は、第4の1の規定にかかわらず、平成14年3月31日に満了する。

（表）

少年補導員名簿

|          |        |       |      |        |      |  |
|----------|--------|-------|------|--------|------|--|
| 本籍       |        |       |      |        |      |  |
| 住所       |        |       |      |        |      |  |
| 氏名(ふりがな) |        | 職業    | 生年月日 | 年 月 日生 |      |  |
| 略        | 一般略歴   | ----- |      |        | (写真) |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
| 歴        | 少年補導関係 | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |
|          |        | ----- |      |        |      |  |

- 備考 1 氏名は、戸籍上のものを楷書で記載すること。  
 2 少年補導関係の略歴は、子供会、PTA、婦人会、青年団等青少年の健全育成に係る役員歴についても記載すること



第 号

委 嘱 状

殿

少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、あなたを少年補導員に  
委嘱します。

年 月 日

警 察 署 長 印

少年補導員身分証明書  
(表)

|                     |      |    |    |
|---------------------|------|----|----|
| 少年補導員である<br>ことを証明する | 年    | 月  | 日  |
|                     | 年    | 月  | 日生 |
| 警察署長印               | 住所氏名 | 写真 |    |

少年補導員身分証明書

6.6cm

10.3cm

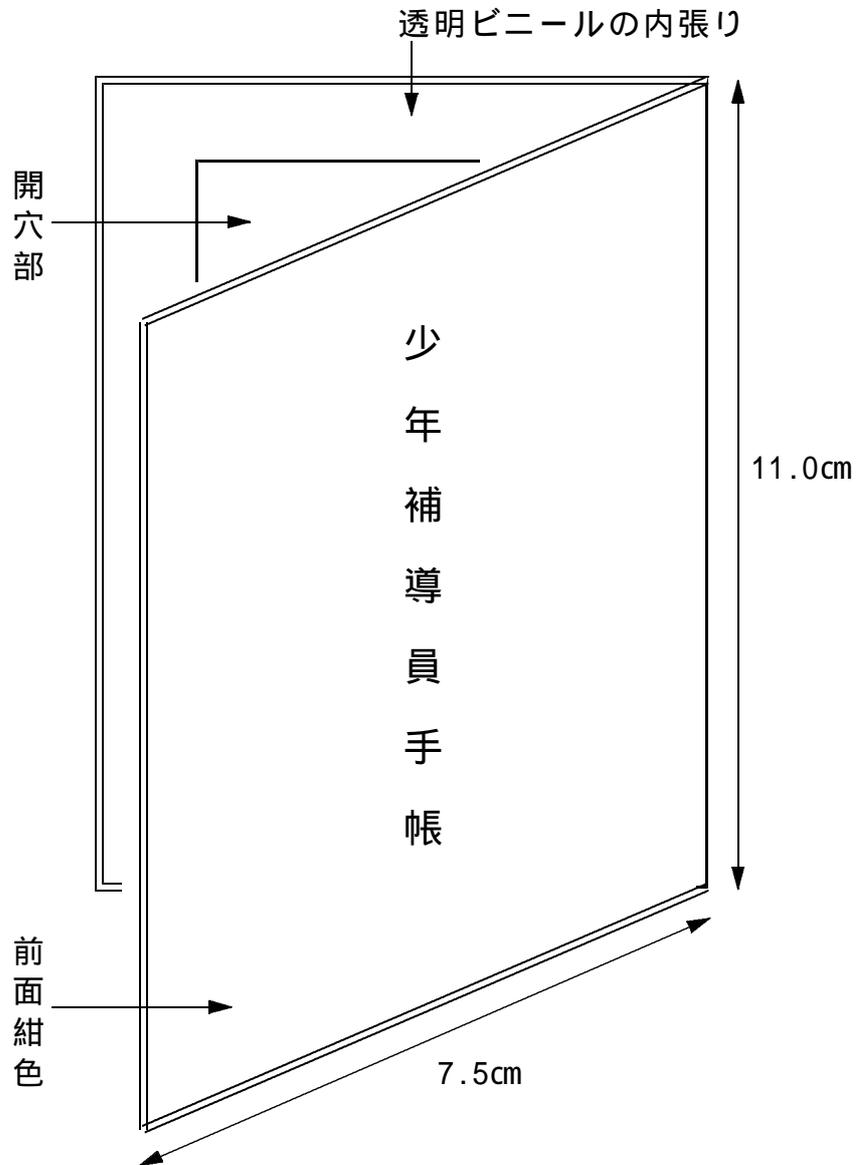
備考 写真は、2.5センチメートル×3.0センチメートル大で上半身、無帽のものとする。

(裏)

- 1 この証明書は、少年補導等に従事するときは、必ず携帯し、関係者から要求があったときは、提示すること。
- 2 この証明書を、盗難、亡失したときは、速やかに届け出ること。
- 3 少年補導員を解職されたとき又は退職したときは、この証明書を速やかに警察署長に返納すること。

第4号様式(第3関係)

少年補導員身分証明書入れ



備考 題字は、金色とする。

えり章

